

国水計調第1号  
 国水情第4号  
 国水環保第2号  
 令和2年4月30日

各地方整備局 河川部長  
 北海道開発局 建設部長  
 沖縄総合事務局 開発建設部長

} 宛て

国土交通省 水管理・国土保全局  
 河川計画課 河川計画調整室長  
 河川情報企画室長  
 河川環境課 河川保全企画室長  
 (公印省略)

令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について

大規模氾濫減災協議会及び都道府県大規模氾濫減災協議会（以下、「協議会」と総称する。）の開催については、平成31年3月29日付水管理・国土保全局河川計画課長他通知「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」（以下、「協議会運用通知」という。）において通知しているところである。

今般、令和2年出水期を迎えようとしているところであり、また、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、一部都道府県を対象に緊急事態宣言が発出され、その対応については同8日付水管理・国土保全局河川環境課長他通知「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を踏まえた対応について」において示されているところである。また、同16日には、緊急事態宣言の対象が全都道府県へ拡大された。

これらの状況を鑑み、協議会の開催に当たっては、下記について留意されたい。

記

1. 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）も踏まえた対応

(1) 協議会の場を活用した効果的な情報共有について

協議会では「水防災意識社会」再構築の取組をさらに推進し、水害による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現するため、関係機関による取組の共有や密接な連携体制の構築を進めてきたところである。

今般の感染症の拡がりを勘案すると、その重要性はより高まっており、協議会については、可能な限り WEB 会議による開催に取り組み、効果的な情報共有を図られたい。WEB 会議による開催が困難な場合には、必要に応じて動画等を作成するなど、十分な情報共有体制を構築されたい。

なお、メディア連携協議会などの関連する会議についても同様とされたい。

## (2) 連携体制の構築及び協議会での共有事項について

今般の感染症の拡がりを勘案し、都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有し、必要な取組を実施されたい。

また、当該河川の存する市町村の長は、地域の防災事務を担う立場であることから、協議会の場で十分な議論ができるよう、従前からの高齢者福祉部局だけでなく、保健福祉部局とも連携を図るよう調整されたい。

各取組に関する感染症への対応については、関係行政機関から対応上の留意点等について通知されているところである。例えば、円滑かつ迅速な避難のための取組に関連する内容として、避難所の対応について、以下の参考事務連絡に示されている。協議会においても、各構成員の感染症を踏まえた避難等、各取組において感染症を踏まえた対応について共有し、事前に十分な連携体制を構築する等、適切に対応されたい。

### 【参考事務連絡】

#### ○令和2年4月1日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

#### ○令和2年4月7日付事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

[http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan\\_korona.pdf](http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf)

#### ○令和2年4月21日付通知「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について(通知)」

(各都道府県消防防災主管部長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)、消防庁国民保護・防災課長発出)

#### ○令和2年4月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」

(各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長、衛生主管部(局)長宛て、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長発出)

<参考 URL: 内閣府防災情報のページ 公表資料>

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona\\_hotel\\_0429.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf)

## 2. 令和元年の洪水等を踏まえた協議会における取組内容の充実

協議会における取組として、協議会運用通知の記7.(1)協議会の取組内容に加えて、地域の実情を踏まえつつ、特に以下に示す令和元年の洪水での課題等に対応するための事項についても取り組まれない。なお、すでに協議会を開催済みの協議会にあっては、関係者間で本通知の内容を共有されたい。

協議会においては、当該地域の水害リスク情報や、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるうえで前提となる河川整備等の実施状況、流域における対策の状況等を十分に共有したうえで、協議等を行われたい。

### ・緊急速報メールによる洪水情報の提供

緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して、河川事務所等と市町村間での認識の齟齬がないよう、また継続して認識を共有できるよう、情報共有を図られたい。

### ・大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

令和元年東日本台風では、大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたってから氾濫が発生した。この課題に対し、国として先行的に仕組み改善を図り、国管理河川においては、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表することとした。協議会の構成員において大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用されるよう周知を図られたい。

### ・堤防決壊情報の確実な共有

堤防の決壊が発生した場合には、氾濫による被害の状況が大きく変化することが想定されることから、堤防の決壊が確認された段階で、その事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保に努められたい。また、堤防の決壊を水防団等が発見した場合は速やかに河川管理者とも情報共有されるべきことを、水防管理団体にあらためて周知されたい。

### ・公共交通事業者の参画及び連携強化

鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、住民の避難行動に資するだけでなく、その運行が水害後の復興にも関係するため、必要に応じ協議会の構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化に努められたい。

### ・協議会における「地域の取組方針」の見直し

協議会運用通知において、協議会の構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組内容のうち、おおむね5年以内で実施する取組内容等は「地域の取組方針」としてとりまとめ、共有することとしている。令和2年度をもって「地域の取組方針」の対象期間が終了する協議会にあっては、上記の内容も踏まえ、令和2年度中に「地域の取組方針」の見直しを行われたい。

なお、上掲の取組事項については社会資本整備審議会河川分科会「気候変動を踏まえた水害対策検討小委員会」等、令和2年4月時点における国土交通本省における各検討会の議論を踏まえたものであるが、今後公表される答申や提言等の議論の結果を踏まえて、協議会における取組内容については拡充の検討を行う予定であり、拡充の際には改めて通知を発出する旨申し添える。

府政防第 779 号  
消 防 災 第 62 号  
健感発 0401 第 1 号  
令和 2 年 4 月 1 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 防災担当主管部（局）長  
衛生主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）  
（公印省略）

消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部  
防災課長  
（公印省略）

厚 生 労 働 省 健 康 局  
結核感染症課長  
（公印省略）

### 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症については、日本国内においても感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にあります。このような中、貴殿におかれましても、国民の生命を守るため、まん延防止や医療の提供等、新型コロナウイルス感染症への対策に日々ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

政府としては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定）（以下「基本的対処方針」という。）により、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して対策を進めているところです。

こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期することが重要となってきます。ついては、発生した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等も検討していただくようお願いいたします。

また、発生した災害やその地域の実情に応じ、避難者に対して手洗い、咳エチ

ケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意するようお願いいたします。

発災時には政府としても、基本的対処方針に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

なお、対策を講ずるに当たっては、既にご承知おきのこととは思いますが、以下のホームページも参考にしてください。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

(参考)

- ・ 新型コロナウイルスに関する Q & A（一般の方向け）（厚生労働省 HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房 HP）

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

- ・ 一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項

（日本環境感染学会 HP）

[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov\\_ippan\\_200203.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf)

<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、秋吉  
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田、館野（たての）  
TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課  
加藤  
TEL 03-3595-2257（直通）

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 防災担当主管部（局）長 殿  
衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長

### 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきているところであり、本日、7都府県に新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われました。こうした状況において災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け）を通知したところです。

このたび、避難所における新型コロナウイルス感染症として、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項を取りまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただけるようお願いします。

なお、発災時には政府としても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年4月7日新型コロナウイルス感染症対策本部改定）に基づき、感染症対策に必要な物資・資材の供給等必要な支援を行うこととしております。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

#### （可能な限り多くの避難所の開設）

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

#### （親戚や友人の家等への避難の検討）

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

#### （自宅療養者等の避難の検討）

- ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

#### （避難者の健康状態の確認）

- ・避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」\*における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

- ・また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

※ 避難所における感染対策マニュアル 2011年3月24日版

平成22年度厚生労働科学研究費補助金

「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班（主任研究者 切替照雄）作成

**（手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底）**

- ・避難者や避難所運営スタッフは、頻りに手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底すること。

**（避難所の衛生環境の確保）**

- ・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

**（十分な換気の実施、スペースの確保等）**

- ・避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

**（発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保）**

- ・発熱、咳等の症状が出た者は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- ・同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ・避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。

**（避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合）**

- ・新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（平成28年4月改定）内閣府（防災担当））において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月 内閣府（防災担当））において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

**（参考）**

- ・新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）（厚生労働省HP）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)
- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房HP）  
[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
- ・一般市民向け新型コロナウイルス感染症に対する注意事項  
（日本環境感染学会HP）  
[http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov\\_ippan\\_200203.pdf](http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/2019ncov_ippan_200203.pdf)



<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、秋吉

TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

神田、舘野（たての）

TEL 03-5253-7525（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課

加藤

TEL 03-3595-2257（直通）

府政防第 819 号  
消防災第 72 号  
令和 2 年 4 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官 (防災担当) 付参事官 (調査・企画担当)  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
(公印省略)

「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について (通知)

平素より、防災行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

政府では、令和元年台風第 19 号 (令和元年東日本台風) 等による豪雨災害を踏まえ、中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」において「令和元年台風第 19 号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告)」(以下「報告書」という。)を取りまとめました。

(報告書：<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>)

報告書では、令和元年台風第 19 号等の教訓を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識を一人一人に醸成させるべく、令和 2 年度出水期までに、避難行動を促す防災の理解力 (以下「避難の理解力」という。)を向上させるための普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」を行う必要性が示されました。当該キャンペーンは、市町村が日本全国の各戸にハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを配布又は回覧するほか、教育機関や福祉関係者等が避難行動判定フロー等を活用し避難に関する理解を促進し、また、社員等が不要不急の外出を控えることができるよう民間企業がテレワーク・時差出勤・計画的休業等を促進する等、あらゆる主体が参画し、令和 2 年度出水期までに、国民に対し避難に関する理解の普及啓発を行うものです。(当該キャンペーンの全内容は参考資料 1 を参照して下さい)

貴職におかれましては、本キャンペーンに関し、下記事項を推進するためご尽力いただくとともに、その旨を貴都道府県関係部局及び管内市町村に対して周知し、本キャンペーンへの参画を働きかけ、今後の住民の避難対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務である状況を鑑み、キャンペーンの実施に当たっては、当面、地域の実情に応じて可能な範囲・方法で実施いただきますようお願いいたします。

なお、避難所における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す必要があることから、先日「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和 2 年 4 月 1 日府政防第 779 号、消防災第 62 号、健感発 0401 第 1 号)を通知し、また 4 月 7 日に事務連絡「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」を發出しておりますので、平時の事前準備及び災害時の対応の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

## 1. 避難の理解力向上キャンペーンの取組

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するため、令和2年度出水期までに、避難に関する普及啓発活動「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体が参画し日本全国で展開する。ただし、現在新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、人と人との接触を徹底的に低減することが求められており、キャンペーンの実施により、人との接触が回避できない場合や「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）が生じうる場合等においては、感染拡大防止のため、その状況の回避若しくは延期又は中止を検討されたい。

### (1) ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの周知

「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、住民に、平時より地域の災害リスクを認識してもらい、災害時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、以下の取組を実施することとする。

- ① 市町村は、住民一人一人が地域における水害・土砂災害に関するリスクを確認できるよう、ハザードマップを各戸に配布又は回覧すること。
- ② 市町村は、住民自らが自宅の災害リスクを踏まえてとるべき行動を判断するための「避難行動判定フロー（参考資料2）」、及び警戒レベル等の避難情報を読み解き避難するタイミングを判断するための「避難情報のポイント（参考資料3）」を、ハザードマップと合わせて各戸に配布又は回覧すること。また、現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務であり、避難所での感染拡大を防ぐ観点から、これら資料に記載の「『避難』とは『難』を『避』けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」ことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」こと等について住民の理解を促すこと。

参考資料2, 3 :

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/houkoku/campaign.pdf>

- ③ 避難訓練や出前講座など、住民等が参加する防災に関するイベント等を実施する場合には、避難行動判定フロー等を活用するなど、住民の避難の理解力向上に努めること。

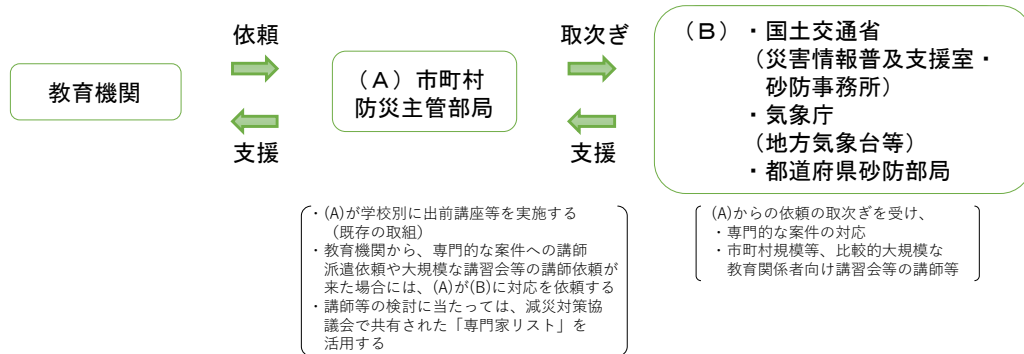
### (2) 水害・土砂災害のリスクのある小・中学校における防災教育の支援

「自らの命は自らが守る」意識が醸成された地域社会を構築するためには、子供のころから地域の災害リスク等を知ることや命を守る行動を実践的に学ぶことが重要である。全国の水害・土砂災害リスクのある全ての小・中学校において、毎年、梅雨や台風の時期を迎える前までを目途に避難訓練と合わせ防災教育を実施することとなっている。そのため、防災主管部局としてその取組を支援すること。例えば、以下の支援が考えられる。

- ① 教育機関等からの依頼に応じ、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ② 教育機関等からの依頼に応じ、防災主管部局が行う出前講座等により、防災教育の内容面の充実を支援すること。
- ③ 教育機関等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土

交通省河川事務所(災害情報普及支援室)及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



④ 必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育に活用できる以下の参考教材を説明すること。

- ・(内閣府) 警戒レベルに関する映像資料 (令和元年度作成)

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30\\_hinankankoku\\_guideline/index.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)

- ・(国土交通省) 防災教育ポータル

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

- ・(気象庁) 防災教育に使える副教材・副読本ポータル

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/fukukyousai/index.html>

- ・(文部科学省) 学校安全ポータルサイト

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

⑤ 必要に応じ、都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育の授業に活用できる以下のツールを説明すること。

- ・避難行動判定フロー (再掲)

- ・災害・避難カード: 災害時に避難すべき場所、避難時に持参する薬、誰と一緒に避難するか等を書き込んだ名刺タイプ(携帯可能なサイズ)のカードのこと。

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/saigai\\_jireisyu.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/saigai_jireisyu.html)

- ・マイ・タイムライン: 住民一人ひとりのタイムラインであり、台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるもの。

<https://mytimeline.river.or.jp/>

なお、本通知を踏まえ、文部科学省から都道府県及び市町村の教育部局に対し、防災教育におけるこれら支援(新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。)があることについて、別途通知予定。

### (3) 福祉関係者等との連携による高齢者や障害者の方々の避難の理解力向上に向けた取組

台風第19号等においては多くの在宅の高齢者や障害者の方々が被災されており、こうした方々が事前に自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。このため、都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局、福祉関係者等が連携のもと、以下の取組を推進すること。

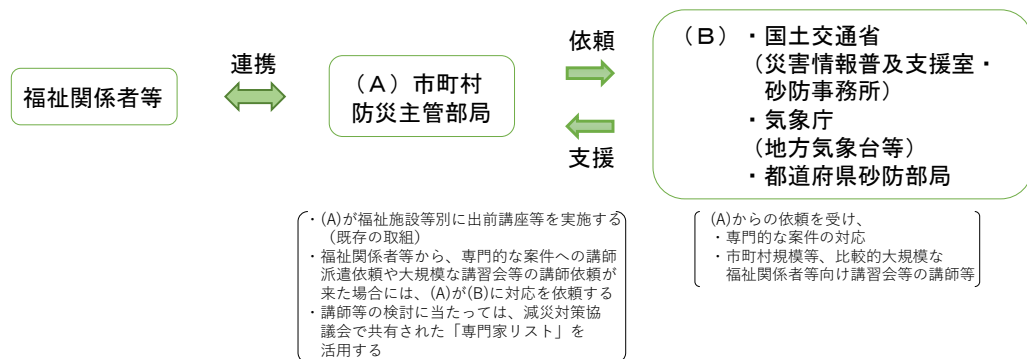
なお、本取組に関して、福祉専門職の職能団体等に対し、関係府省から別途協力依頼を行うとともに、都道府県及び市町村の防災主管部局及び福祉部局等に対し、実施方法等の詳細（新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた留意点を含む。）について別途通知予定。

- ・福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらう。

以上の取組の実施にあたっては、防災主管部局として、以下のような支援を行うこと。

- ① 福祉関係者等に対し、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ② 福祉関係者等に対し、出前講座等により、福祉関係者等の避難等に関する理解力を向上させること。
- ③ 福祉関係者等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、国土交通省河川事務所（災害情報普及支援室）及び砂防事務所・都道府県砂防部局・気象台等が支援する用意があることから、必要に応じ、それら国及び都道府県の機関に取り次ぐこと。その際、大規模氾濫減災協議会等を通じて共有されている国土交通省や気象庁が作成した専門家リストを活用すること。

※既存の依頼ルート・支援体制がある場合はこの限りではない。



#### (4) 広域避難の対象となる住民等への周知啓発

広域避難を計画している市町村においては、広域避難の対象となる住民等に対し、地域の災害リスクや広域避難を含むとすべき行動等への理解を促進するため、上記「避難の理解力向上キャンペーン」において、大規模災害時の広域避難の必要性や親戚・知人宅等の自主的な避難先の確保等について周知を図ること。

## 2. 災害時の情報伝達の改善の取組

- ① 「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府、平成31年3月改訂）」において、警戒レベル4避難指示（緊急）は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急的に又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとしており、必要に応じて避難情報の発令基準を改訂すること。
- ② 「全員避難」「命を守る最善の行動」については、災害時には、短い言葉で繰り返し呼びかけを行う必要がある。ただし必要に応じて、例えば3回に1回程度は「危険な場所から全員避難」等、補足的な呼びかけを行うこと。また、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域以外でも災害の危険があることについて呼びかけを行うこと。
- ③ 市町村は、災害時のアクセス増によりホームページにつながりにくくなることのないよう必要な対策を講じること。対策例は以下のとおり。
  - ・Webサイトの軽量化（災害時にホームページを文字情報のみとし負荷軽減）
  - ・ミラーサイトの準備（サーバーの負荷軽減のため同機能のサーバーを複数台準備）
  - ・キャッシュサイトの作成（検索エンジンに一時的にページを複製し誘導する）等
- ④ 避難勧告等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、防災行政無線（同報）だけではなく、FM放送、ケーブルテレビ、携帯電話等の様々な災害伝達手段の整備を促進し、地域の特性にあわせて災害時の情報伝達の多重化・多様化を図ること。なお、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号）に記載のとおり、洪水等の災害時においては、特に河川敷にいるホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、河川管理者と福祉部局等は連絡調整し、配慮して対応することとなっていることを、ご承知おき頂きたい。

## 3. 避難場所の開設等に関する保険制度

災害時に、市町村が迅速かつ適切に避難勧告等を発令し、災害による被害の防止・軽減を図ることができるよう、避難場所の開設等に関する費用を補償する保険制度（全国市長会「防災・減災費用保険制度」、全国町村会「災害対策費用保険制度」）を活用すること等を検討すること。

#### 4. 広域避難の実効性確保に向けた取組

市町村界を越えての広域避難が必要な地域においては、令和元年台風第19号を踏まえ、以下の点に留意し、広域避難の実効性確保に向けた取組を推進すること。

- ① 浸水想定区域が市町村の広範に及び当該市町村内では安全な避難場所等の確保が困難な場合や、隣接市町村への避難が有効な地区がある場合は、他市町村への広域避難の必要性について検討し、受け入れ先の市町村と協定等を結ぶなど、平時から連携を図ることが望ましい。
- ② 広域避難は通常の避難より準備・移動に時間を要することから、早めに関係者間の情報共有や意思決定、及び対象住民等への呼びかけを行うことが重要である。その際、避難に必要な時間（リードタイム）だけではなく、夜間や暴風時、鉄道計画運休等による移動困難性についても注意する必要がある。
- ③ 降雨・暴風等がどのように推移するかは毎回異なり、想定されていたタイミングより遅れて検討開始・発令等の基準に到達する場合があるため、柔軟な対応が可能な計画としておくことが重要である。
- ④ 広域避難への対応と並行して、想定通りに広域避難が行われず浸水域内に住民等が留まった場合において被害を最小化するための対応も検討しておく必要がある。

以上

##### <問合せ先>

- 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付  
菅（すが）風水害対策調整官、長野主査  
TEL：03-3501-5693 FAX：03-3501-6820
- 消防庁国民保護・防災部防災課  
神田災害対策官、亀田係長  
TEL：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535

令和元年台風第 19 号等を踏まえた  
水害・土砂災害からの避難のあり方について  
(報告)

令和 2 年 3 月

中央防災会議 防災対策実行会議

令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関する  
ワーキンググループ



## 6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ・ 「自らの命は自らが守る」意識を国民一人一人に醸成するためには、平時より自らが置かれた災害リスクを認識してもらい、緊急時にとるべき行動について理解してもらうことが重要である。このため、令和2年度出水期までに、避難行動を促す普及啓発活動である「避難の理解力向上キャンペーン」をあらゆる主体に参画いただき日本全国で展開する。
  - ✓ ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの各戸配布等
    - ・ 市町村が、ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントを各戸に配布又は配布が難しい場合は回覧する。
    - ・ 「避難行動判定フロー」とは、ハザードマップとあわせて確認することにより、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにしたフローである。
    - ・ 「避難情報のポイント」とは、「避難」の意味や適切な避難先、警戒レベル、警戒レベル相当情報、避難の呼びかけ等をわかりやすく簡潔に解説したものである。「避難情報のポイント」では特に、
      - ◇ 避難とは「難」を「避」けることであり、安全を確保することであること、また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないこと
      - ◇ 緊急時に住民がとるべき行動は、危険な場所から警戒レベル3で高齢者等<sup>32</sup>は避難、警戒レベル4で全員避難であること
      - ◇ 警戒レベル4の「全員避難」は、発令対象区域の住民全員に避難をすることを求めているわけではなく、危険な場所にいる人に避難を求めていること
      - ◇ 警戒レベル4 避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があること
      - ◇ 警戒レベル4 避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがある情報であること
      - ◇ 警戒レベル4には避難勧告や避難指示（緊急）があるが、いずれにしても警戒レベル4で避難すること
      - ◇ 警戒レベル5 災害発生情報は既に災害が発生している状況であり、車の移動も危険であるため、無理な屋外避難は控えるべきであること
      - ◇ 警戒レベル5 災害発生情報が発令された時点でまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守る最善の行動をとること

<sup>32</sup> 高齢者に限らず、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの住民は、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。

- ◇ 警戒レベル 5 災害発生情報は市町村が実際に災害が発生していることを把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず発令されるものではないこと
  - ◇ 市町村単位の警戒レベル相当情報（防災気象情報）が発表されたら、1km メッシュ単位の危険度分布のような詳細な情報で自宅近くの状況を確認すること
  - ◇ 警戒レベル相当情報が発表されても、市町村長は地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル避難情報の発令判断をするため、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出されるタイミングや対象地域は必ずしも一致しないこと
  - ◇ 緊急時の避難先は、小中学校・公民館等の「指定緊急避難場所」だけではなく、安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること。また、災害が落ち着いた後に、自宅が被災し帰宅ができない場合に、しばらく避難生活を送るために行くのは「指定避難所」であること等について周知する。
- ✓ 全国の水害・土砂災害リスクのある小・中学校で避難行動判定フローを活用し、災害リスクととるべき行動の理解を促進するとともに、その取組を支援する体制や教材等についても紹介する。
    - ・ 子供の頃から地域の災害リスクを把握し、緊急時の避難行動を実践的に学ぶことが重要である。
    - ・ 平成 30 年 7 月豪雨の教訓を踏まえた取組として、水害・土砂災害等のリスクがある全ての小・中学校において、令和 2 年の出水期までに、各校の避難確保計画等に基づき実施する避難訓練にあわせて防災教育を実施することとなっていることを踏まえ、関係省庁は、防災の専門的な観点から、避難行動判定フロー、災害・避難カード、マイ・タイムライン等の避難行動の理解に資する教材等や教員を支援する体制について関係する小・中学校に対し周知する。
  - ✓ 福祉関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。
    - ・ 在宅の高齢者や障害者が自宅の災害リスクを把握することで、災害時に適切な避難行動をとることが期待される。関係省庁は、福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者や医療関係者等が担当する高齢者や障害者宅を訪問する際に、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す。
  - ✓ 職場等へ外出の抑制(従業員等の安全確保)を働きかける。

### III. 今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言

#### 6. 避難の理解力向上キャンペーン

- ・ 大雨や暴風時に屋外を移動することがないよう、関係省庁は、職場等が不要不急の外出を従業員等に控えさせることについて、経済界等と連携し働きかける。職場所在地の水害及び土砂災害等の災害リスクについて確認することもあわせて働きかける。
- ✓ 病院・福祉施設の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。
  - ・ 関係省庁は、病院や福祉施設等の施設管理者に所在地の災害リスクを確認してもらうよう促す。
- ✓ 民間企業が会社所在地の災害リスクを確認するよう働きかける。
- ✓ このほか、行政（国、都道府県、市町村）、メディア、企業・学校、病院・福祉施設等が、その特性を活かし、避難行動判定フローや避難情報のポイント等を活用しながら、普及啓発を行うよう促す。

# 台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

**平時に確認**

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

## 避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ\*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ → 色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として\*、自宅の外に避難が必要です。

例外 → ※浸水の危険があっても、  
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である  
②浸水する深さよりも高いところにいる  
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。  
※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ →

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

はい

いいえ

警戒レベル 3 が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル 3 が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

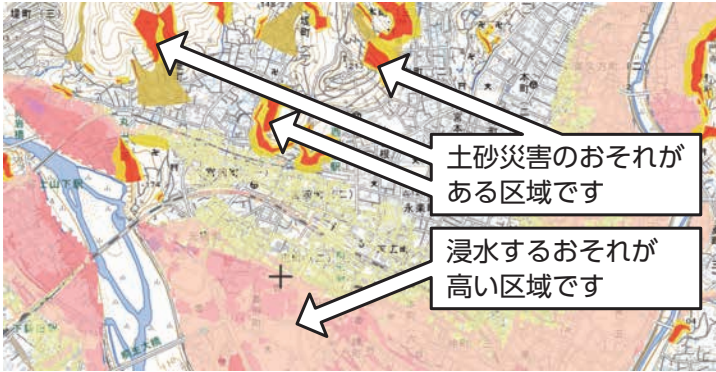
警戒レベル 4 が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル 4 が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

# 避難行動判定フローの参考情報

## ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

**水害**  
洪水浸水想定区域  
(浸水深)

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

凡例

**土砂災害**

土砂災害警戒区域：■  
土砂災害のおそれがある区域  
土砂災害特別警戒区域：■  
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

ハザードマップポータルサイト

検索



## ハザードマップの見方

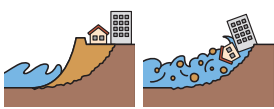
もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

### ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



流速が早いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

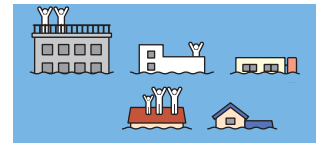


地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

### ② 浸水深より居室は高いか

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

### ③ 水がひくまで我慢できるか、 水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載がありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。



警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう



「避難」とは「難」を「避」けることです  
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません



避難先は小中学校・公民館だけではありません  
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

# 台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

**緊急時に確認**

## 避難情報のポイント

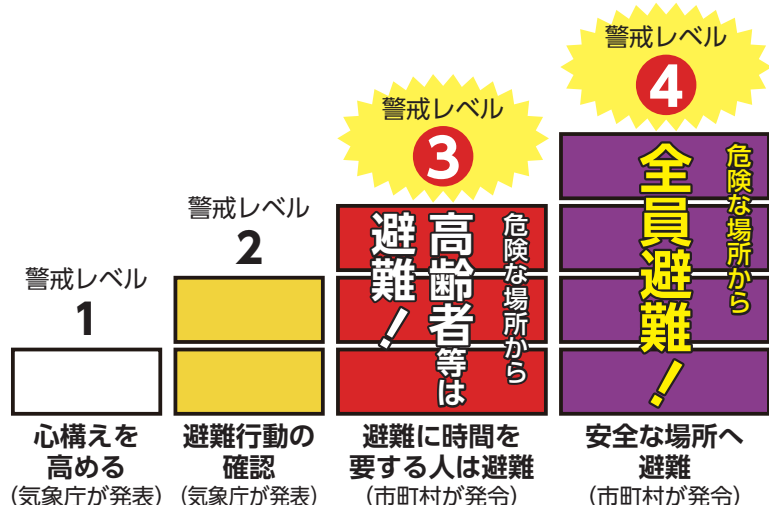
**!..... 必ず確認してください !.....!**

### 市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

**!** 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

**!** 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



**警戒レベル4避難勧告で危険な場所から避難です**

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

**!** 警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

**!** 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

**!** 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

- 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。
- ※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

## 国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

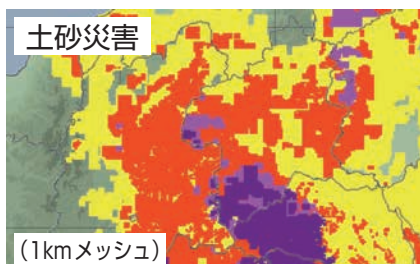
### 危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報\*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

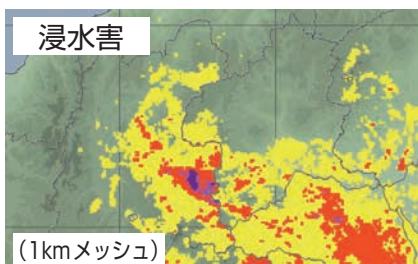
住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

危険度分布

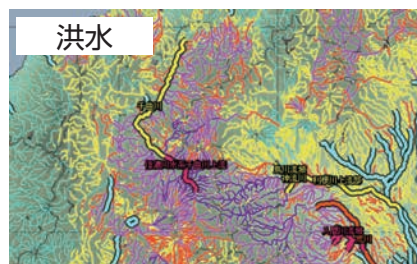
検索



紫：崖・溪流の近くは危険



紫：低地は危険



紫：河川沿いは危険

\*市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

### 市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう

気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に  
早めの避難をしましょう

名称：警戒レベル  
発信者：市区町村等  
内容：避難情報

名称：警戒レベル相当情報  
発信者：気象庁や都道府県等  
内容：河川水位や雨の情報

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
			浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	命を守る最善の行動	災害発生情報	5相当 氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災害)
4	危険な場所から全員避難	避難勧告(避難指示(緊急))	4相当 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始	3相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報	2相当 氾濫注意情報	—
1	最新情報に注意	早期注意情報	1相当 —	—

\*「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」  
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 防災担当主管部(局)長  
衛生主管部(局)長 殿  
観光担当部(局)長

内閣府政策統括官(防災担当)付  
参事官(避難生活担当)  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
厚生労働省健康局結核感染症課長  
観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての  
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について

新型コロナウイルス感染症については、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、感染者数の急速な増加が確認されている状況にあるため、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要となっており、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け府政防第779号他)及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」(令和2年4月7日付け事務連絡)を發出したところです。

これらの通知及び事務連絡において、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、ホテル・旅館等の活用等を検討していただくよう助言したところですが、災害が発生した場合、ただちにホテル・旅館等を避難所として開設することが必要となる可能性があることから、市町村における検討を速やかに進めていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、市町村によっては当該市町村内だけでは災害時に避難所として開設可能なホテル・旅館等が不足することも考えられることから、各市町村における避難所のニーズを把握するとともに、必要な場合には、宿泊団体等と連携してホテル・旅館等への依頼、確認を主導するなど、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をしていただきますようお願いいたします。

その際、軽症者及び無症状者について、都道府県の保健福祉部局が宿泊療養のためのホテル・旅館等の確保を行っており、そのための施設確保に支障を来さないよう、都道府県の保健福祉部局をはじめとする関係部局ともよく連携・調整を図った上で進めていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県の宿泊団体等に対しても、厚生労働省及び観光庁から(別添)のように、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくようお願いしていますので、申し添えます。

貴都道府県内の市町村の防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただくとともに、連携して取組を進めていただきますようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。



<連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
赤司、長谷川、秋吉  
TEL 03-3501-5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課  
神田、舘野  
TEL 03-5253-7525（直通）

観光庁観光産業課  
高築、須藤  
TEL 03-5253-8330（直通）

厚生労働省健康局結核感染症課  
加藤、榊原  
TEL 03-3595-2257（直通）

令和2年4月28日

(一社) 日本ホテル協会 専務理事 殿  
(一社) 日本旅館協会 専務理事 殿  
(一社) 全日本シティホテル連盟 専務理事 殿  
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 専務理事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長  
観光庁観光産業課長

新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としての  
ホテル・旅館等の活用に向けた準備について（協力依頼）

平素より生活衛生行政及び観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況において、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっております。通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、別添の通知文のとおり、内閣府や消防庁、厚生労働省から各都道府県等に対し、ホテル・旅館等の活用等の検討が依頼されているところです。

これらについて御了知いただくとともに、受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくよう、よろしくお願い致します。

なお、リストを作成された際には、下記の観光庁観光産業課担当にも情報を共有していただけますと幸いです。

<リスト共有先・問い合わせ先>  
観光庁観光産業課  
高築 (takatsuki-k2j8@mlit.go.jp)  
須藤 (sudoh-d2mx@mlit.go.jp)  
TEL 03-5253-8330 (直通)

北陸地方整備局 河川部長 殿

水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室長  
(公印省略)

感染症指定医療機関に対する災害リスク情報の提供・支援について (依頼)

平成29年に水防法の一部が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務づけられた。また、要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練実施に関しては、「水防法第15条の9及び第15条の10に基づく「大規模氾濫減災協議会」の運用について」(平成31年3月29日)において、その進捗状況の確認、取組を促すための支援策の検討調整を行っていただくようお願いしているところである。

この度、「令和2年出水期を迎えるにあたっての「大規模氾濫減災協議会」の運用について」(令和2年4月30日)で新型コロナウイルス感染症への対応を鑑みた協議会の運用について示したところであるが、感染症指定医療機関に係る今出水期における当面の措置として、貴局管内河川の浸水想定区域内に当該機関が存する場合には、当該河川の大規模氾濫減災協議会等を活用し、下記のとおり取り組まれない。

なお、感染症指定医療機関の管理者から水害リスク等に関する問い合わせがあった場合は、国管理河川については整備局等の河川事務所に設置されている「災害情報普及支援室」から助言を行われたい。

記

1. 浸水の恐れのある感染症指定医療機関の所在地情報を協議会において共有し、当該機関の管理者に対し想定される浸水範囲や浸水深等の水害リスクの情報の提供を行う。
2. 大規模氾濫減災協議会の構成員である水防管理者及び市町村に対して、管理する区域内にある前項の感染症指定医療機関を把握し、水害発生時に適切な対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請する。
3. 避難確保計画を作成していない感染症指定医療機関に対して、水害発生時に対処ができるようあらかじめ体制を検討しておくよう要請し、あわせて検討に当たって参考になる資料※について情報提供する。

※参考になる資料

- ・「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」

(平成 31 年 3 月 内閣府 (防災担当)・消防庁・厚生労働省・国土交通省・気象庁)

(URL:<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/hinanjireishu.pdf>)

- ・非常災害対策計画の作成のポイント (P4)
- ・病院の事例：今井整形外科医院 (P81～105)、鷺沼産婦人科医院 (P106～126)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 三村 恭則 (内線 35439)

津波水防係長 太田 克久 (内線 35457)

T E L : 03-5253-8111 (代表) F A X : 03-5253-1603



感染症指定医療機関の指定状況(平成31年4月1日現在)

感染症指定医療機関の指定状況(平成31年4月1日現在)

○特定感染症指定医療機関：4医療機関(10床)

病院名	病床数	所在地
成田赤十字病院	2床	千葉県
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院	4床	東京都
常滑市民病院	2床	愛知県
りんくう総合医療センター	2床	大阪府

○第一種感染症指定医療機関：55医療機関(103床)

病院名	病床数	所在地
市立札幌病院	2床	北海道
青森県立中央病院	1床	青森県
盛岡市立病院	2床	岩手県
東北大学病院	2床	宮城県
秋田大学医学部附属病院	2床	秋田県
山形県立中央病院	2床	山形県
公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	2床	福島県
JAとりで総合医療センター	2床	茨城県
自治医科大学附属病院	1床	栃木県
群馬大学医学部附属病院	2床	群馬県
埼玉医科大学病院	2床	埼玉県
防衛医科大学校病院	2床	埼玉県
成田赤十字病院	1床	千葉県
東京都立駒込病院	2床	東京都
東京都立墨東病院	2床	東京都
公益財団法人東京都保険医療公社 荏原病院	2床	東京都
自衛隊中央病院	2床	東京都
横浜市立市民病院	2床	神奈川県
新潟市民病院	2床	新潟県
富山県立中央病院	2床	富山県
石川県立中央病院	2床	石川県
福井県立病院	2床	福井県
地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院	2床	山梨県
長野県立信州医療センター	2床	長野県
岐阜赤十字病院	2床	岐阜県
静岡市立静岡病院	2床	静岡県
名古屋第二赤十字病院	2床	愛知県
伊勢赤十字病院	2床	三重県
市立大津市民病院	2床	滋賀県
京都府立医科大学附属病院	2床	京都府
りんくう総合医療センター	2床	大阪府
大阪市立総合医療センター	1床	大阪府
堺市立総合医療センター	1床	大阪府
神戸市立医療センター中央市民病院	2床	兵庫県
兵庫県立加古川医療センター	2床	兵庫県
奈良県立医科大学附属病院	2床	奈良県
日本赤十字社 和歌山医療センター	2床	和歌山県
鳥取県立厚生病院	2床	鳥取県
松江赤十字病院	2床	島根県
岡山大学病院	2床	岡山県
広島大学病院	2床	広島県
山口県立総合医療センター	2床	山口県
徳島大学病院	2床	徳島県
香川県立中央病院	2床	香川県
愛媛大学医学部附属病院	2床	愛媛県

病院名	病床数	所在地
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター	2床	高知県
独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	2床	福岡県
地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	2床	佐賀県
長崎大学病院	2床	長崎県
熊本市立熊本市民病院	2床	熊本県
大分県立病院	2床	大分県
宮崎県立宮崎病院	1床	宮崎県
鹿児島大学病院	1床	鹿児島県
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	2床	沖縄県
琉球大学医学部附属病院	2床	沖縄県

※ 病院名は、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項に基づく病院開設許可申請書に記載された名称を掲載

○第二種感染症指定医療機関(平成31年4月1日現在)

- ・感染症病床を有する指定医療機関 351医療機関(1,758床)
- ・結核病床(稼働病床)を有する指定医療機関 184医療機関(3,502床)
- 【参考】結核患者収容モデル事業<sup>(※1)</sup>を実施する指定医療機関 99医療機関(436床)

○結核指定医療機関<sup>(※2)</sup> : 136,602床(平成31年4月1日現在)

・病院: 8,203 診療所: 68,773 薬局: 59,626

※1 高度な合併症を有する結核患者又は入院を要する精神病患者である結核患者に対して、一般病床又は精神病床において収容治療するためのモデル事業であり、第二種感染症指定医療機関又は結核指定医療機関の指定を受けている医療機関

※2 結核患者に対する適正な医療(通院医療)を担当させる医療機関



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話: 03-5253-1111(代表)  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.



第二種感染症指定医療機関の指定状況(平成31年4月1日現在)

第二種感染症指定医療機関の指定状況(平成31年4月1日現在)

○第二種感染症指定医療機関

- ・感染症病床を有する指定医療機関 351医療機関(1,758床)
- ・結核病床(稼働病床)を有する指定医療機関 184医療機関(3,502床)

【参考】結核患者収容モデル事業を実施する指定医療機関(※) 99医療機関(436床)

※高度な合併症を有する結核患者又は入院を要する精神病患者である結核患者に対して、一般病床又は精神病床において収容治療するためのモデル事業であり、第二種感染症指定医療機関又は結核指定医療機関の指定を受けている医療機関

※病院名は、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項に基づく病院開設許可申請書に記載された名称を掲載

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
1	市立函館病院	6床	10床		北海道
2	独立行政法人国立病院機構 函館病院		5床	10床	北海道
3	北海道立江差病院	4床			北海道
4	八雲総合病院	4床			北海道
5	市立札幌病院	6床			北海道
6	独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター		50床	42床	北海道
7	札幌医科大学附属病院				北海道
8	独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院		10床		北海道
9	小樽市立病院	2床	4床		北海道
10	JA北海道厚生連 倶知安厚生病院	2床			北海道
11	岩見沢市立総合病院	4床			北海道
12	砂川市立病院	4床	6床		北海道
13	深川市立病院	4床			北海道
14	市立室蘭総合病院	4床	24床		北海道
15	苫小牧市立病院	4床			北海道
16	総合病院浦河赤十字病院	4床			北海道
17	市立旭川病院	6床			北海道
18	独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター		20床	10床	北海道
19	名寄市立総合病院	4床			北海道
20	社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院	4床			北海道
21	留萌市立病院	4床			北海道
22	市立稚内病院	4床			北海道
23	JA北海道厚生連 網走厚生病院	2床		10床	北海道
24	北見赤十字病院	2床			北海道
25	広域紋別病院	2床			北海道
26	JA北海道厚生連 遠軽厚生病院	2床			北海道
27	JA北海道厚生連 帯広厚生病院	6床			北海道
28	独立行政法人国立病院機構帯広病院		14床	6床	北海道
29	市立釧路総合病院	4床	10床		北海道
30	市立根室病院	4床			北海道
31	弘前大学医学部附属病院	6床			青森県
32	八戸市立市民病院	6床			青森県
33	青森県立中央病院	4床			青森県
34	独立行政法人国立病院機構 青森病院		33床		青森県
35	つがる西北五広域連合 つがる総合病院	4床			青森県
36	十和田市立中央病院	4床			青森県
37	むつ総合病院	4床			青森県
38	盛岡市立病院	6床			岩手県
39	独立行政法人国立病院機構 盛岡医療センター		10床		岩手県
40	盛岡つなぎ温泉病院		2床		岩手県
41	岩手県立中部病院		20床		岩手県
42	社会福祉法人恩賜財団済生会 北上済生会病院	4床			岩手県
43	岩手県立遠野病院	2床			岩手県

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
44	奥州市総合水沢病院	4床			岩手県
45	岩手県立胆沢病院		9床		岩手県
46	岩手県立江刺病院		15床		岩手県
47	岩手県立磐井病院		10床		岩手県
48	岩手県立千厩病院	4床			岩手県
49	岩手県立大船渡病院	4床	10床		岩手県
50	岩手県立宮古病院	4床	5床		岩手県
51	岩手県立久慈病院	4床			岩手県
52	岩手県立二戸病院		10床		岩手県
53	岩手県立一戸病院	4床			岩手県
54	公立刈田総合病院	4床			宮城県
55	仙台市立病院	8床			宮城県
56	大崎市民病院	6床			宮城県
57	石巻赤十字病院	4床			宮城県
58	気仙沼市立病院	4床			宮城県
59	栗原市立栗原中央病院	1床	28床		宮城県
60	医療法人宏人会木町病院			1床	宮城県
61	独立行政法人地域医療機能推進機構 仙台病院			2床	宮城県
62	公益財団法人宮城厚生協会 長町病院			1床	宮城県
63	光ヶ丘スベルマン病院			1床	宮城県
64	医療法人徳洲会 仙台徳洲会病院			1床	宮城県
65	公益財団法人宮城厚生協会 坂総合病院			1床	宮城県
66	登米市立登米市民病院			2床	宮城県
67	秋田県厚生農業協同組合連合会 かつの厚生病院	2床			秋田県
68	大館市立総合病院	2床	6床		秋田県
69	北秋田市民病院	4床	4床		秋田県
70	秋田県厚生農業協同組合連合会 能代厚生医療センター	4床			秋田県
71	秋田県厚生農業協同組合連合会 秋田厚生医療センター	2床			秋田県
72	市立秋田総合病院		22床		秋田県
73	秋田県厚生農業協同組合連合会 由利組合総合病院	4床			秋田県
74	独立行政法人国立病院機構 あきた病院		6床		秋田県
75	秋田県厚生農業協同組合連合会 大曲厚生医療センター	4床		4床	秋田県
76	秋田県厚生農業協同組合連合会 平鹿総合病院		6床		秋田県
77	市立横手病院	4床			秋田県
78	秋田県厚生農業協同組合連合会 雄勝中央病院	4床			秋田県
79	山形県立河北病院	6床			山形県
80	山形県立新庄病院	2床			山形県
81	公立置賜総合病院	4床			山形県
82	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	4床			山形県
83	独立行政法人国立病院機構 山形病院			6床	山形県
84	公立大学法人福島県立医科大学附属病院		14床		福島県
85	福島赤十字病院	6床			福島県
86	公立藤田総合病院		12床		福島県
87	公立岩瀬病院	6床			福島県
88	一般財団法人太田総合病院附属 太田西ノ内病院			4床	福島県
89	福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	4床	10床		福島県
90	公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院	8床	14床	3床	福島県
91	竹田総合病院			2床	福島県
92	いわき市医療センター(結核病床休止中)	6床	15床		福島県
93	福島県立大野病院(休止中)	4床			福島県
94	水戸赤十字病院	10床			茨城県
95	茨城県立中央病院		25床		茨城県
96	株式会社日立製作所 日立総合病院	4床			茨城県
97	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	2床			茨城県
98	独立行政法人国立病院機構 茨城東病院		20床		茨城県
99	社会福祉法人恩賜財団済生会支部茨城県済生会 常陸大宮済生会病院	4床			茨城県
100	公益財団法人 鹿島病院	4床	2床	2床	茨城県
101	総合病院土浦協同病院	6床			茨城県
102	公益財団法人筑波メディカルセンター 筑波メディカルセンター病院	3床			茨城県
103	一般財団法人筑波龍仁会 筑波学園病院	3床	19床		茨城県
104	茨城県厚生農業協同組合連合会 JAとりで総合医療センター	6床			茨城県
105	古河赤十字病院	2床			茨城県
106	茨城西南医療センター病院	2床			茨城県
107	独立行政法人国立病院機構栃木医療センター	6床			栃木県
108	日光市民病院	4床			栃木県
109	芳賀赤十字病院	4床			栃木県



No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
110	とちぎメディカルセンターしもつが	6床			栃木県
111	那須赤十字病院	6床			栃木県
112	佐野厚生総合病院	4床			栃木県
113	独立行政法人国立病院機構 宇都宮病院		30床		栃木県
114	足利赤十字病院		15床	10床	栃木県
115	栃木県立岡本台病院			2床	栃木県
116	前橋赤十字病院	6床			群馬県
117	独立行政法人国立病院機構 渋川医療センター	4床			群馬県
118	伊勢崎市民病院	4床			群馬県
119	独立行政法人国立病院機構 高崎総合医療センター	6床			群馬県
120	公立藤岡総合病院	4床			群馬県
121	公立富岡総合病院	4床			群馬県
122	原町赤十字病院	4床			群馬県
123	独立行政法人国立病院機構 沼田病院	4床			群馬県
124	SUBARU健康保険組合 太田記念病院	4床			群馬県
125	公立館林厚生病院	6床			群馬県
126	桐生厚生総合病院	4床			群馬県
127	県立精神医療センター			3床	群馬県
128	公益財団法人群馬慈恵会 松井田病院		4床		群馬県
129	さいたま市立病院	10床	20床		埼玉県
130	東松山市立市民病院	4床			埼玉県
131	深谷赤十字病院	6床			埼玉県
132	埼玉県済生会 栗橋病院	4床			埼玉県
133	埼玉医科大学病院	4床		6床	埼玉県
134	本庄総合病院	2床			埼玉県
135	春日部市立医療センター	2床			埼玉県
136	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	21床	30床		埼玉県
137	上尾中央総合病院	9床			埼玉県
138	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	4床			埼玉県
139	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院		30床		埼玉県
140	埼玉県立精神医療センター			4床	埼玉県
141	千葉大学医学部附属病院	5床			千葉県
142	千葉市立青葉病院	6床			千葉県
143	独立行政法人地域医療機能推進機構 船橋中央病院	4床			千葉県
144	東京ベイ・浦安市川医療センター	4床			千葉県
145	松戸市立総合医療センター	8床			千葉県
146	成田赤十字病院	4床			千葉県
147	総合病院 国保旭中央病院	6床		4床	千葉県
148	医療法人社団徳風会 高根病院	4床			千葉県
149	いすみ医療センター	4床			千葉県
150	南房総市立富山国保病院	4床			千葉県
151	国保直営総合病院 君津中央病院	6床	18床		千葉県
152	独立行政法人国立病院機構 千葉東病院				千葉県
153	国際医療福祉大学市川病院		45床		千葉県
154	医療法人三省会本多病院		10床		千葉県
155	千葉県立佐原病院				千葉県
156	医療法人社団誠馨会 千葉中央メディカルセンター			2床	千葉県
157	医療法人社団柏水会 初石病院			2床	千葉県
158	医療法人社団圭春会 小張総合病院			2床	千葉県
159	日本医科大学千葉北総病院			2床	千葉県
160	東京女子医科大学附属八千代医療センター			2床	千葉県
161	東千葉メディカルセンター			1床	千葉県
162	医療法人鉄蕉会 亀田総合病院			3床	千葉県
163	東京都立駒込病院	28床			東京都
164	東京都立墨東病院	8床			東京都
165	公益財団法人東京都保健医療公社 荏原病院	18床			東京都
166	公益財団法人東京都保健医療公社 豊島病院	20床			東京都
167	青梅市立総合病院	4床		2床	東京都
168	東京医科大学八王子医療センター	8床			東京都
169	国家公務員共済組合連合会 立川病院	6床			東京都
170	日本赤十字社東京都支部 武蔵野赤十字病院	6床			東京都
171	公立昭和病院	6床			東京都
172	国民健康保険町立八丈病院	2床		2床	東京都
173	医療法人財団葛飾厚生会 東立病院		15床		東京都
174	社会福祉法人仁生社 江戸川メディケア病院		50床		東京都

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
175	公益財団法人結核予防会 新山手病院		8床		東京都
176	東京慈恵会医科大学附属第三病院		27床		東京都
177	公益財団法人結核予防会 複十字病院		60床		東京都
178	社会福祉法人上宮会 清瀬リハビリテーション病院		48床		東京都
179	独立行政法人国立病院機構 東京病院		100床		東京都
180	東京都立多摩総合医療センター		48床		東京都
181	国立研究開発法人 国立国際医療研究センター病院		22床		東京都
182	国家公務員共済組合連合会 虎の門病院		8床		東京都
183	JR東京総合病院		2床		東京都
184	日本大学医学部附属板橋病院		12床		東京都
185	東京都立小児総合医療センター		12床		東京都
186	医療法人伯鳳会 東京曳舟病院			2床	東京都
187	社会医療法人社団健友会 中野共立病院			1床	東京都
188	学校法人聖路加国際大学 聖路加国際病院			15床	東京都
189	日本赤十字医療センター			3床	東京都
190	城南福祉医療協会 大田病院			1床	東京都
191	河北総合病院分院			1床	東京都
192	日本医科大学付属病院			2床	東京都
193	慶應義塾大学病院			2床	東京都
194	東京都立松沢病院			18床	東京都
195	横浜国立市民病院	24床			神奈川県
196	川崎市立川崎病院	12床			神奈川県
197	横須賀市立市民病院	6床			神奈川県
198	厚木市立病院	6床			神奈川県
199	藤沢市民病院	6床			神奈川県
200	神奈川県立足柄上病院	6床			神奈川県
201	平塚市民病院	6床			神奈川県
202	神奈川県厚生農業協同組合連合会 相模原協同病院	6床			神奈川県
203	独立行政法人国立病院機構 神奈川病院		50床		神奈川県
204	公立大学法人 横浜市立大学附属病院		16床		神奈川県
205	川崎市立井田病院		40床		神奈川県
206	神奈川県立循環器呼吸器病センター		60床		神奈川県
207	新潟市民病院	6床			新潟県
208	新潟県立新発田病院	4床			新潟県
209	長岡赤十字病院	10床		8床	新潟県
210	新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院	4床			新潟県
211	新潟県立中央病院	6床		2床	新潟県
212	独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院		30床		新潟県
213	医療法人責善会 村上天まなす病院			3床	新潟県
214	社会福祉法人新潟市社会事業協会 信楽園病院			2床	新潟県
215	新潟県厚生農業協同組合連合会 柏崎総合医療センター			1床	新潟県
216	上越地域医療センター病院			12床	新潟県
217	新潟県厚生農業協同組合連合会 佐渡総合病院	4床		7床	新潟県
218	富山県立中央病院		16床		富山県
219	黒部市民病院	4床	5床		富山県
220	独立行政法人国立病院機構 富山病院		30床		富山県
221	富山市民病院	6床			富山県
222	射水市民病院		4床		富山県
223	高岡市民病院	6床	12床		富山県
224	金沢医科大学水見市民病院		5床		富山県
225	市立砺波総合病院	4床	5床		富山県
226	国民健康保険小松市民病院	4床	10床		石川県
227	金沢市立病院	6床	15床		石川県
228	独立行政法人国立病院機構 七尾病院	-	15床		石川県
229	市立輪島病院	4床			石川県
230	石川県立中央病院	-		2床	石川県
231	社会医療法人財団松原愛育会 松原病院	-		1床	石川県
232	公立能登総合病院	4床			石川県
233	珠洲市総合病院	-	7床		石川県
234	福井県立病院	2床	6床		福井県
235	福井赤十字病院	4床	10床		福井県
236	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 福井県済生会病院		4床		福井県
237	独立行政法人地域医療機能推進機構 福井勝山総合病院	4床			福井県
238	公立丹南病院	4床			福井県
239	市立敦賀病院	2床			福井県
240	独立行政法人国立病院機構 敦賀医療センター				福井県

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
241	杉田玄白記念公立小浜病院	2床	8床		福井県
242	市立甲府病院	6床			山梨県
243	北社市立甲陽病院	4床			山梨県
244	公益財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院	4床			山梨県
245	峡南医療センター企業団 富士川病院	4床			山梨県
246	国民健康保険富士吉田市立病院	4床			山梨県
247	大月市立中央病院	4床			山梨県
248	地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院	2床	16床		山梨県
249	長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院佐久医療センター	4床			長野県
250	独立行政法人国立病院機構 信州上田医療センター	4床			長野県
251	岡谷市民病院	4床			長野県
252	伊那中央病院	4床			長野県
253	飯田市立病院	4床		2床	長野県
254	長野県立木曾病院	4床			長野県
255	松本市立病院	6床			長野県
256	市立大町総合病院	4床			長野県
257	長野県厚生農業協同組合連合会 長野松代総合病院	4床			長野県
258	長野県立信州医療センター	2床	24床		長野県
259	長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	4床			長野県
260	長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院			2床	長野県
261	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター		21床		長野県
262	長野赤十字病院			2床	長野県
263	岐阜赤十字病院	6床			岐阜県
264	大垣市民病院	6床	40床		岐阜県
265	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	6床		6床	岐阜県
266	岐阜県立多治見病院	6床	13床	2床	岐阜県
267	岐阜県厚生農業協同組合連合会 飛騨医療センター 久美愛厚生病院	4床	8床		岐阜県
268	独立行政法人国立病院機構 長良医療センター		30床		岐阜県
269	県北西部地域医療センター 国保白鳥病院		4床		岐阜県
270	下田メディカルセンター	4床			静岡県
271	公益社団法人地域医療振興協会 伊豆今井浜病院			2床	静岡県
272	国際医療福祉大学 熱海病院	4床			静岡県
273	裾野赤十字病院	6床			静岡県
274	富士市立中央病院	6床	10床		静岡県
275	静岡市立静岡病院	4床			静岡県
276	市立島田市民病院	6床			静岡県
277	磐田市立総合病院	2床			静岡県
278	掛川市・袋井市病院企業団立 中東遠総合医療センター	4床			静岡県
279	浜松医療センター	6床			静岡県
280	浜松市国民健康保険佐久間病院	4床			静岡県
281	静岡県立総合病院		50床		静岡県
282	静岡済生会総合病院			2床	静岡県
283	藤枝市立総合病院			3床	静岡県
284	独立行政法人国立病院機構 天竜病院		20床		静岡県
285	社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院聖隷三方原病院		20床		静岡県
286	名古屋第二赤十字病院			9床	愛知県
287	名古屋市立東部医療センター	10床			愛知県
288	愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院	6床			愛知県
289	公立陶生病院	6床	25床		愛知県
290	一宮市立市民病院	6床	18床		愛知県
291	春日井市民病院	6床			愛知県
292	愛知県厚生農業協同組合連合会 知多厚生病院	6床			愛知県
293	愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院	6床		2床	愛知県
294	岡崎市立愛知病院	6床	25床		愛知県
295	医療法人豊田会 刈谷豊田総合病院	6床			愛知県
296	豊橋市民病院	10床	10床		愛知県
297	独立行政法人国立病院機構 東名古屋病院		40床		愛知県
298	大同病院		10床		愛知県
299	豊川市民病院		8床		愛知県
300	独立行政法人国立病院機構 東尾張病院			4床	愛知県
301	独立行政法人労働者健康安全機構 旭労災病院			2床	愛知県
302	公立西知多総合病院			10床	愛知県
303	三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センターいなべ総合病院			2床	三重県
304	三重県立総合医療センター	4床			三重県
305	市立四日市病院	2床			三重県

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
306	独立行政法人地域医療機能推進機構 四日市羽津医療センター			17床	三重県
307	三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院			2床	三重県
308	独立行政法人国立病院機構 三重病院	2床			三重県
309	独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	6床	30床		三重県
310	独立行政法人国立病院機構 榑原病院			4床	三重県
311	松阪市民病院	2床			三重県
312	伊勢赤十字病院	2床		17床	三重県
313	紀南病院組合立 紀南病院	4床			三重県
314	市立大津市民病院	6床			滋賀県
315	社会福祉法人恩賜財団済生会 滋賀県病院	6床			滋賀県
316	公立甲賀病院	4床		2床	滋賀県
317	近江八幡市立総合医療センター	4床			滋賀県
318	彦根市立病院	4床	10床		滋賀県
319	長浜赤十字病院	4床			滋賀県
320	高島市民病院	4床			滋賀県
321	独立行政法人地域医療機能推進機構 滋賀病院		10床		滋賀県
322	独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター		16床	4床	滋賀県
323	京都府立医科大学附属病院		11床		京都府
324	京都市桃陽病院				京都府
325	京都市立病院	8床	12床		京都府
326	京都第一赤十字病院				京都府
327	京都大学医学部附属病院		15床		京都府
328	社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂病院				京都府
329	独立行政法人国立病院機構南京都病院		20床		京都府
330	医療法人啓信会 京都きづ川病院	6床			京都府
331	京都山城総合医療センター	10床			京都府
332	京都中部総合医療センター	4床	10床		京都府
333	市立福知山市民病院	4床	10床		京都府
334	京都府立医科大学附属 北部医療センター	4床	15床		京都府
335	りんくう総合医療センター	6床			大阪府
336	大阪市立総合医療センター	32床			大阪府
337	堺市立総合医療センター	6床			大阪府
338	市立豊中病院	14床			大阪府
339	市立ひらかた病院	8床			大阪府
340	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター	6床	60床	6床	大阪府
341	独立行政法人国立病院機構 大阪刀根山医療センター				大阪府
342	高槻赤十字病院			6床	大阪府
343	一般財団法人 大阪府結核予防会 大阪病院		30床		大阪府
344	医療法人 仁泉会 阪奈病院		123床		大阪府
345	大阪市立十三市民病院		39床	1床	大阪府
346	独立行政法人国立病院機構 近畿中央呼吸器センター		40床		大阪府
347	神戸市立医療センター中央市民病院	8床			兵庫県
348	神戸市立西神戸医療センター		50床		兵庫県
349	兵庫県立尼崎総合医療センター	8床			兵庫県
350	医療法人喜望会 谷向病院		28床		兵庫県
351	独立行政法人国立病院機構 兵庫中央病院		50床		兵庫県
352	兵庫県立加古川医療センター	6床			兵庫県
353	市立加西病院	6床			兵庫県
354	姫路赤十字病院	6床			兵庫県
355	赤穂市民病院	4床		8床	兵庫県
356	医療法人千水会 赤穂仁泉病院			1床	兵庫県
357	公立豊岡病院組合立 豊岡病院	4床			兵庫県
358	公立八鹿病院		7床		兵庫県
359	兵庫県立淡路医療センター	4床	15床	1床	兵庫県
360	奈良県立医科大学附属病院	7床			奈良県
361	社会福祉法人恩賜財団 済生会中和病院	4床			奈良県
362	市立奈良病院	1床			奈良県
363	南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター	4床			奈良県
364	地方独立行政法人奈良県立病院機構 奈良県総合医療センター	6床			奈良県
365	独立行政法人国立病院機構 奈良医療センター		30床		奈良県
366	独立行政法人国立病院機構 やまと精神医療センター			4床	奈良県
367	日本赤十字社 和歌山医療センター	6床			和歌山県
368	公立那賀病院	4床			和歌山県
369	和歌山県立医科大学附属病院 紀北分院	4床			和歌山県
370	有田市立病院	4床			和歌山県
371	国保日高総合病院	4床			和歌山県

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
372	紀南病院	4床			和歌山県
373	新宮市立医療センター	4床		4床	和歌山県
374	和歌山生協病院			4床	和歌山県
375	医療法人南労会 紀和病院			1床	和歌山県
376	独立行政法人国立病院機構 和歌山病院		15床	4床	和歌山県
377	鳥取県立中央病院	4床	10床		鳥取県
378	鳥取県立厚生病院	2床			鳥取県
379	鳥取県済生会境港総合病院	2床			鳥取県
380	鳥取大学医学部附属病院	2床	6床		鳥取県
381	松江市立病院	4床			島根県
382	雲南市立病院	4床			島根県
383	島根県立中央病院	6床			島根県
384	大田市立病院	4床			島根県
385	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	4床			島根県
386	益田赤十字病院	4床	4床		島根県
387	隠岐広域連立立隠岐病院	2床			島根県
388	国立病院機構 松江医療センター		12床		島根県
389	岡山市立市民病院	6床	7床		岡山県
390	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院	10床			岡山県
391	津山中央病院	8床	10床		岡山県
392	岡山県健康づくり財団附属病院		20床		岡山県
393	独立行政法人国立病院機構 南岡山医療センター		25床		岡山県
394	医療法人 平病院		27床		岡山県
395	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立舟入市民病院	16床			広島県
396	福山市民病院	6床			広島県
397	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター	4床	16床		広島県
398	国家公務員共済組合連合会 吉島病院		41床		広島県
399	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院		5床		広島県
400	公立学校共済組合 中国中央病院		6床		広島県
401	総合病院 庄原赤十字病院	2床			広島県
402	山口県立総合医療センター	12床		1床	山口県
403	独立行政法人地域医療機能推進機構 徳山中央病院	12床		1床	山口県
404	地方独立行政法人下関市立市民病院	6床			山口県
405	山口県厚生農業協同組合連合会 長門総合病院	8床			山口県
406	独立行政法人国立病院機構 山口宇部医療センター		30床		山口県
407	徳島大学病院	6床			徳島県
408	徳島県立中央病院	5床	5床		徳島県
409	徳島県立三好病院	6床	8床		徳島県
410	徳島県立海部病院	4床	4床		徳島県
411	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター		20床		徳島県
412	高松赤十字病院				香川県
413	香川県立中央病院		5床		香川県
414	独立行政法人国立病院機構 高松医療センター		20床		香川県
415	高松市立みんなの病院	6床			香川県
416	さぬき市民病院	4床			香川県
417	小豆島中央病院	4床	5床		香川県
418	坂出市立病院	4床			香川県
419	独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター			3床	香川県
420	香川県立丸亀病院			4床	香川県
421	三豊総合病院	4床			香川県
422	公立学校共済組合 三島医療センター	4床			愛媛県
423	愛媛県立新居浜病院	2床	21床		愛媛県
424	西条中央病院	2床			愛媛県
425	今治市医師会市民病院	4床			愛媛県
426	愛媛県立中央病院	3床			愛媛県
427	松山赤十字病院	3床			愛媛県
428	独立行政法人国立病院機構 愛媛医療センター		20床		愛媛県
429	市立大洲病院		8床		愛媛県
430	市立八幡浜総合病院	2床			愛媛県
431	西予市立西予市民病院	2床			愛媛県
432	市立宇和島病院	4床	5床		愛媛県
433	一般財団法人創精会 松山記念病院			1床	愛媛県
434	高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター	6床	20床		高知県
435	独立行政法人国立病院機構 高知病院		22床		高知県
436	高知赤十字病院		6床		高知県

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
437	高知県立あき総合病院		5床		高知県
438	高知県立幡多けんみん病院	3床	4床		高知県
439	独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	10床	38床		福岡県
440	独立行政法人国立病院機構 九州医療センター	2床			福岡県
441	福岡赤十字病院	2床			福岡県
442	田川市立病院	8床			福岡県
443	聖マリア病院	6床			福岡県
444	筑後市立病院	2床			福岡県
445	福岡大学筑紫病院	2床			福岡県
446	医療法人徳洲会 福岡徳洲会病院	2床			福岡県
447	福岡市民病院	4床			福岡県
448	北九州市立医療センター	16床			福岡県
449	独立行政法人 国立病院機構大牟田病院	2床	20床		福岡県
450	社会医療法人天神会 新古賀病院	8床			福岡県
451	北九州市立門司病院		55床		福岡県
452	医療法人西福岡病院		30床		福岡県
453	医療法人社団廣徳会岡部病院		18床		福岡県
454	独立行政法人地域医療機能推進機構 福岡ゆたか中央病院		30床		福岡県
455	福岡県立精神医療センター太宰府病院			10床	福岡県
456	幸明会 船小屋病院			4床	福岡県
457	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	6床			佐賀県
458	国立病院機構 東佐賀病院	4床	30床		佐賀県
459	唐津赤十字病院	4床			佐賀県
460	国立病院機構 嬉野医療センター	4床			佐賀県
461	伊万里有田共立病院	4床			佐賀県
462	独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター			4床	佐賀県
463	地方独立行政法人長崎市立病院機構 長崎みなとメディカルセンター	6床	13床		長崎県
464	佐世保市総合医療センター	4床	20床		長崎県
465	地方独立行政法人 北松中央病院	2床			長崎県
466	独立行政法人地域医療機能推進機構 諫早総合病院		8床		長崎県
467	日本赤十字社長崎原爆諫早病院		20床		長崎県
468	市立大村市民病院	4床			長崎県
469	独立行政法人国立病院機構 長崎川棚医療センター				長崎県
470	長崎県島原病院	4床			長崎県
471	長崎県五島中央病院	4床	10床		長崎県
472	長崎県上五島病院	4床			長崎県
473	長崎県杵岐病院	4床	6床		長崎県
474	長崎県対馬病院	4床	4床		長崎県
475	熊本市立熊本市市民病院	10床			熊本県
476	江南病院		15床		熊本県
477	熊本県立こころの医療センター		10床		熊本県
478	荒尾市民病院	4床			熊本県
479	山鹿市民医療センター	4床			熊本県
480	菊池郡市医師会立病院	4床			熊本県
481	阿蘇医療センター	4床			熊本県
482	宇城総合病院	4床			熊本県
483	独立行政法人国立病院機構 熊本南病院		22床		熊本県
484	独立行政法人地域医療機能推進機構 熊本総合病院	4床			熊本県
485	国保水俣市立総合医療センター	4床			熊本県
486	独立行政法人地域医療機能推進機構 人吉医療センター	4床			熊本県
487	独立行政法人地域医療機能推進機構 天草中央総合病院	4床	2床		熊本県
488	天草市立栖本病院		46床		熊本県
489	国東市民病院	4床		5床	大分県
490	大分県厚生連鶴見病院	4床			大分県
491	独立行政法人国立病院機構 西別府病院		50床		大分県
492	独立行政法人国立病院機構 別府医療センター			4床	大分県
493	大分赤十字病院			4床	大分県
494	大分県立病院	10床		4床	大分県
495	大分大学医学部附属病院			3床	大分県
496	臼杵市医師会立コスモス病院	4床			大分県
497	地域医療機能推進機構 南海医療センター	4床		6床	大分県
498	豊後大野市民病院	4床			大分県
499	大分県済生会日田病院	4床			大分県
500	宇佐高田医師会病院	4床			大分県
501	県立宮崎病院	6床			宮崎県
502	県立延岡病院	4床			宮崎県

No.	病院名	病床数			所在地
		感染症病床	結核病床 (稼働病床)	一般病床又は 精神病床	
503	県立日南病院	4床			宮崎県
504	宮崎県済生会日向病院	4床			宮崎県
505	都農町国民健康保険病院	4床			宮崎県
506	都城市郡医師会病院	4床			宮崎県
507	小林市立病院	4床			宮崎県
508	独立行政法人国立病院機構 宮崎東病院		16床		宮崎県
509	医療法人社団仁和会 竹内病院		17床		宮崎県
510	鹿児島市立病院	6床			鹿児島県
511	独立行政法人国立病院機構 指宿医療センター	4床			鹿児島県
512	県立薩南病院	4床	20床		鹿児島県
513	川内市医師会立市民病院	4床			鹿児島県
514	出水総合医療センター	4床			鹿児島県
515	県立北薩病院	4床			鹿児島県
516	霧島市立医師会医療センター	4床			鹿児島県
517	曾於医師会立病院	2床			鹿児島県
518	県民健康プラザ鹿屋医療センター	4床			鹿児島県
519	社会医療法人義順顕彰会 種子島医療センター	2床		2床	鹿児島県
520	公立種子島病院	2床			鹿児島県
521	県立大島病院	4床	15床		鹿児島県
522	医療法人聖心会 かごしま高岡病院		30床		鹿児島県
523	公益財団法人東風会 三船病院		10床		鹿児島県
524	独立行政法人国立病院機構 南九州病院		20床		鹿児島県
525	医療法人徳洲会 屋久島徳洲会病院		1床		鹿児島県
526	医療法人南溟会 宮上病院		1床		鹿児島県
527	医療法人徳洲会 徳之島徳洲会病院		1床		鹿児島県
528	谷山病院			5床	鹿児島県
529	医療法人徳洲会 沖永良部徳洲会病院			1床	鹿児島県
530	沖縄県立北部病院	2床			沖縄県
531	沖縄県立中部病院	4床			沖縄県
532	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	4床			沖縄県
533	沖縄県立精和病院		4床		沖縄県
534	沖縄県立宮古病院	3床	3床		沖縄県
535	沖縄県立八重山病院	3床	6床		沖縄県
536	琉球大学医学部附属病院	4床	4床		沖縄県
537	独立行政法人国立病院機構 沖縄病院		30床		沖縄県
病床数 合計		1,758床	3,502床	436床	
医療機関数 合計		351	184	99	



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)  
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

浸水想定区域内にある感染症指定医療機関リスト  
(想定最大規模降雨による河川が氾濫した場合に浸水が想定される感染症指定医療機関)

番号	病院名	浸水深	都道府県	所在地	指定種類
1	市立札幌病院	5m以上	北海道	北海道札幌市中央区北11条西13丁目1-1	第一種感染症指定医療機関
2	砂川市立病院	5m以上	北海道	北海道砂川市西4条北3丁目1-1	第二種感染症指定医療機関
3	岩見沢市立総合病院	3~5m	北海道	北海道岩見沢市9条西7丁目2	第二種感染症指定医療機関
4	J A北海道厚生連 倶知安厚生病院	2~3m	北海道	北海道虻田郡倶知安町北4条東1丁目2	第二種感染症指定医療機関
5	深川市立病院	2~3m	北海道	北海道深川市6条6番1号	第二種感染症指定医療機関
6	市立旭川病院	2~3m	北海道	北海道旭川市金星町1丁目1-65	第二種感染症指定医療機関
7	名寄市立総合病院	2~3m	北海道	北海道名寄市西7条南8丁目1番地	第二種感染症指定医療機関
8	社会福祉法人北海道社会事業協会富良野病院	2~3m	北海道	北海道富良野市住吉町1-30	第二種感染症指定医療機関
9	J A北海道厚生連 遠軽厚生病院	2~3m	北海道	北海道紋別郡遠軽町大通北3丁目1-5	第二種感染症指定医療機関
10	つがる西北五広域連合 つがる総合病院	2~3m	青森県	青森県五所川原市宇岩木町12番地3	第二種感染症指定医療機関
11	仙台市立病院	2~3m	宮城県	宮城県仙台市太白区あすと長町1丁目1-1	第二種感染症指定医療機関
12	石巻赤十字病院	2~3m	宮城県	宮城県石巻市蛇田字西道下71番地	第二種感染症指定医療機関
13	栗原市立栗原中央病院	2~3m	宮城県	宮城県栗原市築館宮野中央3丁目1-1	第二種感染症指定医療機関
14	秋田県厚生農業協同組合連合会 大曲厚生医療センター	2~3m	秋田県	秋田県大曲市大曲通町8-65	第二種感染症指定医療機関
15	秋田県厚生農業協同組合連合会 由利組合総合病院	1m以下	秋田県	秋田県由利本荘市川口字家後38	第二種感染症指定医療機関
16	山形県立中央病院	2~3m	山形県	山形県山形市大字青柳1800番地	第一種感染症指定医療機関
17	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院	2~3m	山形県	山形県酒田市あきほ町30番地	第二種感染症指定医療機関
18	福島赤十字病院	1m以下	福島県	福島県八島町7番7号	第二種感染症指定医療機関
19	公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院	1m以下	福島県	福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2	第二種感染症指定医療機関
20	水戸赤十字病院	3~5m	茨城県	茨城県水戸市三の丸3丁目12-48	第二種感染症指定医療機関
21	古河赤十字病院	3~5m	茨城県	茨城県古河市下山町1150番地	第二種感染症指定医療機関
22	茨城西南医療センター病院	2~3m	茨城県	茨城県猿島郡境町2190	第二種感染症指定医療機関
23	J Aとりで総合医療センター	2~3m	茨城県	茨城県取手市本郷2丁目1-1	第一種感染症指定医療機関
24	芳賀赤十字病院	2~3m	栃木県	栃木県真岡市中郷271	第二種感染症指定医療機関
25	とちぎメディカルセンターしもつが	2~3m	栃木県	栃木県栃木市大平町川連420-1	第二種感染症指定医療機関
26	佐野厚生総合病院	2~3m	栃木県	栃木県佐野市堀米町1728	第二種感染症指定医療機関
27	桐生厚生総合病院	5m以上	群馬県	群馬県桐生市織姫町6番3号	第二種感染症指定医療機関
28	群馬大学医学部附属病院	1m以下	群馬県	群馬県前橋市昭和町3丁目39-15	第一種感染症指定医療機関
29	伊勢崎市民病院	1m以下	群馬県	群馬県伊勢崎市連取本町12-1	第二種感染症指定医療機関
30	公立藤岡総合病院	1m以下	群馬県	群馬県藤岡市中栗須813-1	第二種感染症指定医療機関
31	埼玉県済生会 栗橋病院	3~5m	埼玉県	埼玉県久喜市小右衛門714-6	第二種感染症指定医療機関
32	春日部市立医療センター	3~5m	埼玉県	埼玉県春日部市中央6丁目7番1	第二種感染症指定医療機関
33	本庄総合病院	1m以下	埼玉県	埼玉県本庄市北郷1780	第二種感染症指定医療機関
34	東京ベイ・浦安市川医療センター	2~3m	千葉県	千葉県浦安市当代島3丁目4-32	第二種感染症指定医療機関
35	南房総市立富山国保病院	2~3m	千葉県	千葉県南房総市平久里中1410-1	第二種感染症指定医療機関
36	いすみ医療センター	1m以下	千葉県	千葉県いすみ市苅谷1177	第二種感染症指定医療機関
37	国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院	2~3m	東京都	東京都新宿区戸山1丁目21-1	特定感染症指定医療機関
38	東京都立墨東病院	2~3m	東京都	東京都墨田区江東橋4丁目23-15	第一種感染症指定医療機関
39	自衛隊中央病院	1m以下	東京都	東京都世田谷区池尻1丁目2-24	第一種感染症指定医療機関
40	平塚市民病院	3~5m	神奈川県	神奈川県平塚市南原1丁目19-1	第二種感染症指定医療機関
41	川崎市立川崎病院	2~3m	神奈川県	神奈川県川崎市川崎区新川通12-1	第二種感染症指定医療機関
42	厚木市立病院	1m以下	神奈川県	神奈川県厚木市水引1丁目16-36	第二種感染症指定医療機関
43	藤沢市民病院	1m以下	神奈川県	神奈川県藤沢市藤沢2丁目6-1	第二種感染症指定医療機関
44	神奈川県立足柄上病院	1m以下	神奈川県	神奈川県足柄上郡松田町松田惣領866-1	第二種感染症指定医療機関
45	新潟市民病院	3~5m	新潟県	新潟県新潟市中央区鐘木463-7	第一種感染症指定医療機関
46	新潟県立中央病院	3~5m	新潟県	新潟県上越市新南町205番地	第二種感染症指定医療機関
47	長岡赤十字病院	2~3m	新潟県	新潟県長岡市千秋2丁目297-1	第二種感染症指定医療機関
48	高岡市民病院	3~5m	富山県	富山県高岡市宝町4番1号	第二種感染症指定医療機関
49	富山県立中央病院	2~3m	富山県	富山県富山市西長江2丁目2-78	第一種感染症指定医療機関
50	黒部市民病院	2~3m	富山県	富山県黒部市三日月1108-1	第二種感染症指定医療機関
51	富山市民病院	2~3m	富山県	富山県富山市今泉北郡町2-1	第二種感染症指定医療機関
52	市立砺波総合病院	2~3m	富山県	富山県砺波市新富町1-61	第二種感染症指定医療機関
53	石川県立中央病院	2~3m	石川県	石川県金沢市鞍月東2丁目1	第一種感染症指定医療機関
54	国民健康保険小松市民病院	2~3m	石川県	石川県小松市向本折町木60番地	第二種感染症指定医療機関
55	福井県立病院	2~3m	福井県	福井県福井市四ツ井2丁目8-1	第一種感染症指定医療機関
56	福井赤十字病院	3~5m	福井県	福井県福井市月見2丁目4-1	第二種感染症指定医療機関
57	市立敦賀病院	2~3m	福井県	福井県敦賀市三島町1丁目6-60	第二種感染症指定医療機関
58	杉田玄白記念公立小浜病院	2~3m	福井県	福井県小浜市大手町2-2	第二種感染症指定医療機関
59	嶺南医療センター企業団 富士川病院	5m以上	山梨県	山梨県南巨摩郡富士川町畷340-1	第二種感染症指定医療機関
60	地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院	2~3m	山梨県	山梨県甲府市富士見1丁目1-1	第一種感染症指定医療機関
61	市立甲府病院	2~3m	山梨県	山梨県甲府市増坪町366番地	第二種感染症指定医療機関
62	公益財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院	2~3m	山梨県	山梨県山梨市落合860	第二種感染症指定医療機関
63	長野県厚生農業協同組合連合会 長野松代総合病院	5m以上	長野県	長野県長野市松代町松代183	第二種感染症指定医療機関
64	長野県立木曽病院	1m以下	長野県	長野県木曽郡木曽町福島6613-4	第二種感染症指定医療機関
65	長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	1m以下	長野県	長野県中野市西1-5-63	第二種感染症指定医療機関
66	大垣市民病院	5m以上	岐阜県	岐阜県大垣市南類町4丁目86番地	第二種感染症指定医療機関
67	岐阜県立多治見病院	5m以上	岐阜県	岐阜県多治見市前畑町5丁目161	第二種感染症指定医療機関
68	岐阜赤十字病院	3~5m	岐阜県	岐阜県岐阜市岩倉町3丁目36	第一種感染症指定医療機関
69	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	1m以下	岐阜県	岐阜県関市若草通5丁目1	第二種感染症指定医療機関
70	富士市立中央病院	2~3m	静岡県	静岡県富士市高島町50	第二種感染症指定医療機関
71	市立島田市立市民病院	1m以下	静岡県	静岡県島田市野田1200番地5	第二種感染症指定医療機関
72	一宮市立市民病院	3~5m	愛知県	愛知県一宮市文京2丁目2-22	第二種感染症指定医療機関
73	愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院	2~3m	愛知県	愛知県弥富市前ヶ須町南本田396	第二種感染症指定医療機関
74	伊勢赤十字病院	2~3m	三重県	三重県伊勢市船江1丁目471番2	第一種感染症指定医療機関
75	市立四日市病院	1m以下	三重県	三重県四日市市芝田2丁目2-37	第二種感染症指定医療機関
76	松阪市民病院	1m以下	三重県	三重県松阪市殿町1550	第二種感染症指定医療機関
77	社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	2~3m	滋賀県	滋賀県栗東市大橋2丁目4-1	第二種感染症指定医療機関
78	彦根市立病院	2~3m	滋賀県	滋賀県彦根市八坂町1882	第二種感染症指定医療機関
79	高島市民病院	2~3m	滋賀県	滋賀県高島市勝野1667	第二種感染症指定医療機関
80	近江八幡市立総合医療センター	1m以下	滋賀県	滋賀県近江八幡市土田町1379	第二種感染症指定医療機関
81	長浜赤十字病院	1m以下	滋賀県	滋賀県長浜市宮前町14-7	第二種感染症指定医療機関
82	市立福知山市市民病院	5m以上	京都府	京都府福知山市厚中町231番地	第二種感染症指定医療機関



浸水想定区域内にある感染症指定医療機関リスト  
(想定最大規模降雨による河川が氾濫した場合に浸水が想定される感染症指定医療機関)

番号	病院名	浸水深	都道府県	所在地	指定種類
83	京都山城総合医療センター	3~5m	京都府	京都府木津川市木津駅前1丁目27	第二種感染症指定医療機関
84	京都府立医科大学附属病院	2~3m	京都府	京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465	第一種感染症指定医療機関
85	医療法人啓信会 京都きつ川病院	2~3m	京都府	京都府城陽市平川西六反26-1	第二種感染症指定医療機関
86	京都市立病院	1m以下	京都府	京都府京都市中京区壬生東高田町1-2	第二種感染症指定医療機関
87	大阪市立総合医療センター	2~3m	大阪府	大阪府大阪市都島区都島本通2丁目13-22	第一種感染症指定医療機関
88	兵庫県立尼崎総合医療センター	3~5m	兵庫県	兵庫県尼崎市東難波町2丁目17-77	第二種感染症指定医療機関
89	赤穂市民病院	3~5m	兵庫県	兵庫県赤穂市中広1090	第二種感染症指定医療機関
90	奈良県立医科大学附属病院	2~3m	奈良県	奈良県橿原市四条町840	第一種感染症指定医療機関
91	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	3~5m	和歌山県	和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺219	第二種感染症指定医療機関
92	有田市立病院	3~5m	和歌山県	和歌山県有田市宮崎町6	第二種感染症指定医療機関
93	鳥取県立厚生病院	5m以上	鳥取県	鳥取県倉吉市東昭和町150	第一種感染症指定医療機関
94	鳥取県立中央病院	2~3m	鳥取県	鳥取県鳥取市江津730	第二種感染症指定医療機関
95	鳥取大学医学部附属病院	2~3m	鳥取県	鳥取県米子市西町36番地-1	第二種感染症指定医療機関
96	松江赤十字病院	2~3m	鳥取県	鳥取県松江市母衣町200	第一種感染症指定医療機関
97	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	2~3m	鳥取県	鳥取県浜田市浅井町777-12	第二種感染症指定医療機関
98	益田赤十字病院	2~3m	鳥取県	鳥取県益田市乙吉町 4103-1	第二種感染症指定医療機関
99	鳥根県立中央病院	1m以下	鳥取県	鳥取県出雲市姫原4丁目1-1	第二種感染症指定医療機関
100	隠岐広域連合立隠岐病院	1m以下	鳥取県	鳥取県隠岐郡隠岐の島町城北355	第二種感染症指定医療機関
101	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院	3~5m	岡山県	岡山県倉敷市美和1丁目1-1	第二種感染症指定医療機関
102	岡山市立市民病院	2~3m	岡山県	岡山県岡山市北区北長瀬表町3丁目20-1	第二種感染症指定医療機関
103	岡山大学病院	5m以上	岡山県	岡山県岡山市北区鹿田町2丁目5-1	第一種感染症指定医療機関
104	地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市立舟入市民病院	3~5m	広島県	広島県広島市中区舟入幸町14-11	第二種感染症指定医療機関
105	広島大学病院	2~3m	広島県	広島県広島市南区霞1丁目2-3	第一種感染症指定医療機関
106	徳島県立三好病院	5m以上	徳島県	徳島県三好市池田町7815-2	第二種感染症指定医療機関
107	徳島県立中央病院	3~5m	徳島県	徳島県徳島市蔵本町1丁目10-3	第二種感染症指定医療機関
108	徳島大学病院	2~3m	徳島県	徳島県徳島市蔵本町2丁目50-1	第一種感染症指定医療機関
109	西条中央病院	3~5m	愛媛県	愛媛県西条市朔日市804	第二種感染症指定医療機関
110	愛媛県立中央病院	1m以下	愛媛県	愛媛県松山市春日町83番地	第二種感染症指定医療機関
111	北九州市立医療センター	2~3m	福岡県	福岡県北九州市小倉北区馬借2丁目1-1	第二種感染症指定医療機関
112	福岡赤十字病院	1m以下	福岡県	福岡県福岡市南区大楠3丁目1-1	第二種感染症指定医療機関
113	聖マリア病院	1m以下	福岡県	福岡県久留米市津福本町422	第二種感染症指定医療機関
114	独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	2~3m	佐賀県	佐賀県佐賀市嘉瀬町中原400	第一種感染症指定医療機関
115	熊本県立熊本市民病院	2~3m	熊本県	熊本県東区東町4丁目1-60	第一種感染症指定医療機関
116	独立行政法人地域医療機能推進機構 人吉医療センター	3~5m	熊本県	熊本県人吉市老神町35番地	第二種感染症指定医療機関
117	独立行政法人地域医療機能推進機構 熊本総合病院	2~3m	熊本県	熊本県八代市通町10-10	第二種感染症指定医療機関
118	国保水俣市立総合医療センター	2~3m	熊本県	熊本県水俣市天神町1丁目2-1	第二種感染症指定医療機関
119	大分県立病院	3~5m	大分県	大分県大分市大字豊鏡2-8-1	第一種感染症指定医療機関
120	地域医療機能推進機構 南海医療センター	2~3m	大分県	大分県佐伯市常盤西町7番8号	第二種感染症指定医療機関
121	大分県済生会日田病院	2~3m	大分県	大分県日田市大字三和643-7	第二種感染症指定医療機関
122	県立延岡病院	3~5m	宮崎県	宮崎県延岡市新小路2丁目1-10	第二種感染症指定医療機関
123	都城市部医師会病院	3~5m	宮崎県	宮崎県都城市太郎坊町1364-1	第二種感染症指定医療機関
124	宮崎県立宮崎病院	2~3m	宮崎県	宮崎県宮崎市北高松町5-30	第一種感染症指定医療機関
125	鹿児島市立病院	2~3m	鹿児島県	鹿児島県鹿児島市上荒田町37-1	第二種感染症指定医療機関